



長野県報

11月27日(月)
平成29年
(2017年)
第2929号

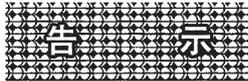
目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1

公告

都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	1
住民監査請求の監査結果の公表（監査委員事務局）	2



長野県告示第509号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年11月27日

長野県知事 阿部 守一

上伊那郡箕輪町大字三日町字中島1157番、1157番2、1160番及び1160番2

産業立地・経営支援課

長野県告示第510号

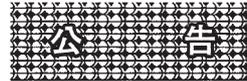
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山575の96、575の97
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画道路 3・3・1号環状北線
伊那都市計画道路 3・4・35号中央北町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊那都市計画道路 3・3・1号環状北線
平成9年長野県告示第597号の土地の区域のうち伊那市山寺並びに中央並びに上の原の各一部を変更し、伊那市上牧並びに日影並びに美篤を削除する。
伊那都市計画道路 3・4・35号中央北町線
伊那市中央の一部を追加する。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所
- 4 縦覧期間
自 平成29年11月27日
至 平成29年12月11日

都市・まちづくり課